

議案第 1 4 号

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの義務教育就学児に係る医療費の助成について、所得制限を撤廃するため、提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の
一部を改正する条例

調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成5年調布市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「乳幼児等を養育している者（義務教育就学児を養育している者に限る。以下この項において「義務教育就学児養育者」という。）の」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある義務教育就学児（以下「特定義務教育就学児」という。）を養育している対象者は、」に改め、「その者の」及び「義務教育就学児養育者の扶養親族等でない義務教育就学児で義務教育就学児養育者が」を削り、「もの」を「扶養親族等でない乳幼児等」に、「当該義務教育就学児」を「当該特定義務教育就学児」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市乳幼児及び義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。